

人材育成に「困った！？」時は、
パナソニック エレクトリックワークス創研ホームページへ
人材育成についてのご相談を承っています！

創研ホームページは
 こちらから


または

パナソニック 創研 
<https://panasonic.co.jp/ew/pewbct/>

TOPページの お問い合わせ からご相談ください

パナソニック エレクトリックワークス創研株式会社
本社
〒571-8686 大阪府門真市大字門真1048
TEL:06-6908-6863 FAX:06-6907-3426
東京研修所
〒105-0003 東京都港区西新橋2-8-6
TEL:03-3507-7630 FAX:03-3507-7631

Panasonic Electric Works Business Consulting & Training Co.,Ltd.
本書からの無断の複製は固くお断りします。
このチラシの記載内容は2025年6月現在のものです。

人材開発支援助成金 活用のすすめ
2025年度版

人財育成に“助成金”を活用しませんか？



若手社員の育成に困っていますか？



魅力ある会社づくり

魅力ある会社とは、どのような会社なのでしょうか。
良い会社を測る指標として、利益、売上、生産性 etc. があげられますが、成熟化、複雑化した現代においては、
簡単に測ることが難しくなっています。
では、どのようなことが必要なのでしょうか。
それは、従業員に焦点をあてることです。魅力ある会社に
なるためには、心身ともに健康でいられて社会的にも満足
できる「ウェルビーイング」を重視した職場環境や制度づ
くりが求められています。

皆さまのお会社で、助成金を活用して、従業員が学ぶ・
成長するための仕組みづくりに取り組んでみませんか。

責任者を育てたいと考えていませんか？



助成金を活用すれば、
様々なメリットがあります

企業の社員研修、人材育成に活用できる最も代表的な助成金の一つとして、人材開発支援助成金があります。

人材開発支援助成金は、従業員のキャリア形成や能力アップのため、事業内で職業能力開発計画を立て、計画に沿って従業員に職業訓練を実施する事業主等を支援する制度です。人材育成への取り組みは、企業経営の安定にもつながります。ぜひ、人材開発支援助成金を積極的にご活用ください。

助成の主な条件

- ・雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - ・職業訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6ヵ月前の日から支給申請日までの間に、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により「解雇等（退職勧奨を含む）」を行っていないこと。
 - ・訓練開始日の「6ヵ月前から1ヵ月前までの間」に職業訓練実施計画届を提出していること。
 - ・助成対象となる訓練は、業務に関連する10時間以上のOFF-JTによる訓練であること。
 - ・職務に直接関連する訓練であること。
- 原則として、接遇・マナー講習等社会人として基礎的なスキルを習得するための講習は対象外ですが、他の訓練と組み合わせて、実施全体の目的となっていないとき（OFF-JTの実訓練時間数に占める時間数が半分未満である場合）には、助成対象となります。

助成メニュー

コース 主な要件	支給対象	OFF-JT			OJT		
		経費助成 賃金要件・資格等※1 手当要件を満たす場合	賃金助成 賃金要件・資格等※1 手当要件を満たす場合	実施助成 賃金要件・資格等※1 手当要件を満たす場合			
人材育成支援コース	人材育成訓練 職務に関連した知識・技能を習得させるための10時間以上のOFF-JTによる訓練を実施する	正社員の場合 45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	—	—
	非正規社員の場合 70%	+15%					
有期実習型訓練 有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成	非正規社員を正社員に転換した場合※2 75%	+25%	800円 (400円)	+200円 (+100円)	10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)	
認定実習併用職業訓練 中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成	—	45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	20万円 (11万円)	+5万円 (+3万円)
人への投資促進コース [定額制訓練] 労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)を利用する事業主に対する助成		60% (45%)	+15% (+15%)	—	—	—	—

※ 1 訓練修了後に行なう訓練受講者に係る賃金改定前の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

※2 有期契約労働者等について、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員への転換措置、有期契約労働者の無期契約労働者への転換措置のうち、いずれかの措置を講じた場合をいいます。

主な留意事項

- eラーニングによる訓練等、通信制による訓練等及び育児休業中の者に対する訓練等は経費助成のみです。また、eラーニングによる訓練では、標準学習時間が10時間以上または標準学習期間が1ヵ月以上であることが必要です。
 - 経費助成限度額（1人当たり）・賃金助成限度額（1人1訓練当たり）・支給に関する制限があります。
- 例)・経費助成限度額 中小企業事業主の場合10時間以上100時間未満の場合15万円となります。
・部外講師への謝金・手当は、オーダーメイド研修などの事業内訓練の場合は、1時間当たり15,000円が上限となります（消費税込み）。

- 人材育成支援コースを実施する場合は、「定期的なキャリアコンサルティング※」を実施することについて、労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画で定めている必要があります。

※「定期的なキャリアコンサルティング」とは
・労働者に定期的なキャリアコンサルティングの機会を確保し、対象時期（労働者の年齢・就業年数・役職・就任時等の項目）を明記して定めている必要があります。
・キャリアコンサルティングを実施する者は国家資格を有しているキャリアコンサルタントに限りませんが、キャリアコンサルティングについての経費は事業主が全額を負担する必要があります。

●人への投資促進コース [定額制訓練]の主な要件

- ・業務上義務付けられ、労働時間に実施される訓練であること
- ・OFF-JTであって、事業外訓練であること
広く国民の職業に必要な知識および技能の習得を図ることを目的としたものであることが必要であり、特定の事業主に対して提供することを目的として設立される施設によるサービスは除きます。（インターネット上で、広く国民にサービスを提供していない施設や訓練は、支給対象外となることがあります）
- ・各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数が、支給申請時において10時間以上であること。なお、契約合計に含めることができる訓練は、職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練（職務関連訓練）に限ります。
- ・「Learning Management System」による受講記録情報が必要

※その他 留意事項の詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。

助成金申請のフロー



※助成金の種類により、上記のような流れ・期間が異なる場合があります。

※計画の申請時点で、雇用保険適用事業主であること、または労働保険料を納付している事業主であることが必要です。

活用例

※本例は、支給金額を保証する内容ではありません。詳細は各都道府県の労働局にお問い合わせください。

※研修費用に関する金額は税込みです。

※正社員（有期契約労働者等を除く）を対象とする研修の場合の計算例です。

◆人材育成支援コース【人材育成訓練】中小企業の場合の例

創研公開研修（事業外訓練 OFF-JTのみ）を受講

受講者：1名（正社員）

研修名	時間	研修費用
① 新入社員研修【社会人基礎編】	13.5H	74,800円
② 営業職のための『タイムマネジメント』	6.5H	40,700円
③ わかりやすいビジネス文書の書き方	4.0H	33,000円
合計	24.0H	148,500円

経費助成	賃金助成	支給額	支給率
66,800円 148,500円×45%	19,200円 24.0H×時給800円	= 86,000円	約58%
●助成メニューの賃金要件・資格等手当要件を満たす場合			
89,100円 148,500円×60%	24,000円 24.0H×時給1,000円	= 113,100円	支給率 約76%

創研オーダーメイド研修（事業内訓練 OFF-JTのみ）を実施

マネジメント開発研修 3泊4日 訓練時間：26.0H/名

受講者：5名（正社員）

費用：100万円
うち、講師料※1 88万円 会場費12万円

※1：部外講師への謝金・手当は1時間当たり15,000円が上限のため、
講師料 26.0H×15,000円=390,000円
+ 会場費 120,000円
助成対象経費 510,000円

経費助成	賃金助成	支給額	支給率
229,500円 510,000円×45%	104,000円 26.0H×5名×時給800円	= 333,500円	約33%
●助成メニューの賃金要件・資格等手当要件を満たす場合			
306,000円 510,000円×60%	130,000円 26.0H×5名×時給1,000円	= 436,000円	支給率 約44%

◆人への投資促進コース[定額制訓練] 中小企業の場合の例

『ちよこ学Plus』サブスク型eラーニング研修(OFF-JTのみ)を受講

訓練時間：全員合計で10時間以上視聴（所定労働時間内）

受講者：30名（正社員）

利用料： 7,920円×30名=237,600円
初期設定費用：110円×30名= 3,300円

合計	240,900円
●助成メニューの賃金要件・資格等手当要件を満たす場合	
180,600円 240,900円×75%	= 180,600円

本情報は、厚生労働省ホームページより作成しています。詳細は、各都道府県の労働局へお問い合わせください。